

# 商品販売仲介契約書



(委託者) \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と(受託者)スカイドア合同会社(以下「乙」という。)は、甲のレース主催・運営サービスの販売につき、次の通り、仲介契約を締結する。

## (目的)

第1条 甲は、レースの主催・運営サービス(以下「レースの主催等のサービス」という)を販売するに当たり、次条以下の定めに従い、乙にその販売の仲介を委託し、乙はこれを受託した。

## (仲介方法)

第2条 「レースの主催等のサービス」の販売仲介は、乙が管理・運営する仲介サイト(以下「仲介サイト」という)を介して行う。

2 仲介の方法は、甲が、乙に対して、レースの開催日時、開催場所、参加定員、参加費の額及びその支払方法等の契約内容(以下「レースの開催情報等の契約内容」という。)をあらかじめ指示し、乙に契約の仲介をさせることにより行うものとする。

3 仲介開始に当たり、乙は、甲からあらかじめ指示されたレースの開催情報等の契約内容に基づいて、「仲介サイト」上にレースの開催情報等の契約内容を表示する方法で、レースの参加を募集・告知する。仲介サイトへのレースの開催情報等の入力は、以下のいずれかの方法で行う。

① 甲が「仲介サイト」の主催者管理ページから直接入力する方法(この場合は甲が第4項後段記載の参加者情報等の管理を行う)

② 乙が「仲介サイト」への入力を代行する方法(この場合は乙が第4項後段参加者情報等の管理を行う)

4 乙は、当該レースの開催情報等の契約内容の表示に従って参加申込みをした参加者と、「レースの主催等のサービス」の販売契約の仲介を行うものとする。

レースの参加申込は、当該レースの参加申込者が、当該レースの開催情報等の契約内容に基づいて、参加申込者の住所・氏名、その参加者の数、参加費合計額、及び、参加費の支払方法等の情報(以下「レースの参加者情報等」という。)を、「仲介サイト」上にある当該レースへの参加申込書兼契約書サイトに記入して行うものとする。

5 甲は、レースの参加申込者が、乙に対してあらかじめ指示したレースの開催情報等の契約内容に従って参加申込をした場合には、やむを得ない事由がない限り、その申込みを承諾するものとする。

## (契約の成立)

第3条 乙が、前条に定める手続を終了した後、甲に対して、レースの開催情報等の契約内容及びレースの参加者情報等を記載した参加申込書兼契約書を交付し、その後、レース参加者に対して契約完了の通知をしたときに、乙の仲介業務は終了するものとする。

## (レースの主催等のサービスの履行責任)

第4条 レースの主催等のサービス及びレースの開催については、甲が、レース参加者(=契約相手方)に対して、レースの開催情報等の契約内容に従い、直接履行する責任を負う。乙は、当該レースについて発生した事故、盗難その他の責任は一切負わないことを確認する。

2 レースの主催等のサービスの履行及びレースの開催に関する一切の費用は、甲が負担する。

3 万が一、レースが開催されない場合に発生した費用(参加申込料等の返還費用、順延開催された場合の費用その他名目を問わず一切の費用を含む)は、全て甲が負うものとする。乙がそれらの費用を負担した場合は、甲が乙に対し、当該費用相当額の違約金を支払う。

4 乙が前項記載の費用の負担をしたときは、甲は、乙が当該費用を支払った日から年14.6%の割合をもって計算した遅延損害金を支払う。

## (代金の受領)

第5条 甲は、乙をして、第2条及び第3条に定める手続によって参加申込をしたレースの参加者の参加費を、代理受領させる。

- 2 前項の参加費について、乙は、レースの参加者に対して、乙の管理する乙の口座に振り込ませる方法等により支払わせるものとする。なお、レースの参加費の支払いに要する費用は、レースの参加者の負担とする。
- 3 乙は、甲に対して、本条第1項及び第2項により受領した参加費から、次条記載の仲介手数料を控除した額を、以下の方法により支払う。なお、その支払いに要する費用は、乙の負担とする。
- ① 募集期間中の毎週木曜日締め、翌週木曜日払いとする。なお、募集期間の最終週についても、募集期間終了後の最初の木曜日を締め日とする。
  - ② ①の金額が5万円未満の場合には、翌週分に合算して支払う。
  - ③ 募集期間の最終週の分については、5万円未満であっても翌週木曜日に支払う。

(仲介手数料)

- 第6条 仲介手数料の算定の基礎となる計算期間は、第2条第3項によるレースの開催情報等の入力及び掲載日から、当該レースの募集期間の終了日までとし、甲は、乙に対し、その期間内に成立した契約成立高(=参加費の総額)の15パーセント(消費税を含む)を仲介手数料として支払う。
- 2 前項の仲介手数料は、前条第3項の規定に従い、甲が乙をして、乙が代理受領した参加費の全額から、前項の規定に従い計算された仲介手数料を相殺させる方法により支払う。

(経費負担)

- 第7条 仲介サイトの運営・管理費用、及び、参加見込者に対する募集・告知に要する一切の費用は、乙の負担とする。ただし、レースの開催情報等を記載した文書等の作成、レースの主催・運営、及び、レースの開催等の契約履行に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 2 契約締結に至らなかったときの費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、第6条に規定する参加費の代理受領業務は行うが、参加費の回収業務は行わない。契約成立後、甲に参加費の回収不能の事態が生じて、乙は、一切その責めを負わない。

(契約期間)

- 第8条 この契約の有効期間は、契約日が属する年の12月31日までとする。なお、この契約は、当該契約期間内に、募集期間の始期及び終期が設定されているレースを対象とする。
- 2 期間満了3か月前までに、甲乙双方から何らの申出のないときは、本契約は自動的に1か年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(規定外事項)

- 第9条 この契約に定めのない事項が生じたとき又はこの契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義に基づき、甲乙協議して定める。

(合意管轄)

- 第10条 甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じた場合は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲  
(住所)

(氏名又は名称)

印

乙  
(住所)

兵庫県高砂市曾根町1886-7

(氏名又は名称)

スカイドア合同会社  
代表社員 岸野 健寿

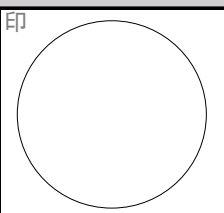
印

# 支払金口座情報登録依頼書

平成 年 月 日

スカイドア合同会社 殿

主催・運営サービス仲介契約の支払金の振込みについて、下記口座を指定します。

依頼人	
住所 名称 代表者(役職・氏名)	印 

※代表者印

依頼内容
<input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更 <input type="radio"/> 廃止

口座名義人(カナ)

口座名義人(漢字)

金融機関名	支店名
<input type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信金 <input type="radio"/> 農協 <input type="radio"/> 信組 <input type="radio"/> 労金	<input type="radio"/> 本店 <input type="radio"/> 支店 <input type="radio"/> 出張所

種別	口座番号
<input type="radio"/> 普通	
<input type="radio"/> 当座	

金融機関コード	支店コード

※太枠の中をご記入ください

スカイドア使用覧

主催者ID